

つがる市

民間賃貸住宅建設支援事業補助金

制度のご案内

(R8 年度版)

つがる市



# 民間賃貸住宅建設支援事業（R8 年度版）

～ つがる市はアパートを新築する方を支援します ～

この補助制度は、市内への定住を促進するため、市内に子育て世帯又は夫婦世帯等向けの民間賃貸住宅を建設する個人又は法人に対し、その費用の一部を補助するものです。

## 補助の内容等

○建設する民間賃貸住宅についての補助となります。

次の表の該当する区分の金額にそれぞれの戸数を乗じて得た額の総額です。

ただし、補助金の限度額は1,900万円

賃貸住戸の区分 (住戸専有面積)	補助額（1戸当り）
1 L D K（40～49㎡）	180万円
1 L D K 又は 2 L D K（50～59㎡）	230万円
2 L D K 以上（60㎡以上）	290万円

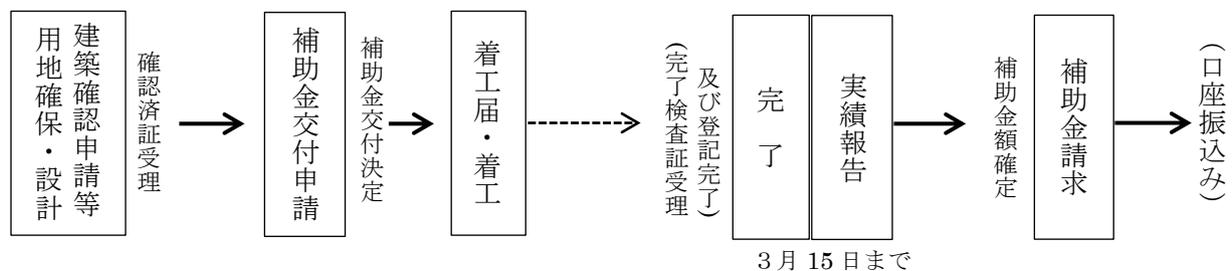
【例】2LDK（50～59㎡）が4戸、2LDK（60㎡以上）が4戸、計8戸建設した場合

$230 \text{万円} \times 4 \text{戸} + 290 \text{万円} \times 4 \text{戸} = 2,080 \text{万円}$

1,900万円を超えるため、補助金交付申請（予定）額は1,900万円

注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>○必ず交付申請前に事前相談をお願いします。</li><li>○交付決定前に、<u>工事着工しない</u>ください。</li><li>○原則3月15日までに実績報告をする必要があります。</li><li>○今年度の予算の範囲内での補助となります。予算額を超える申請が同時にあった場合は、抽選となります。</li></ul>
-----	--

## 【手続きの流れ】



## 資格要件等

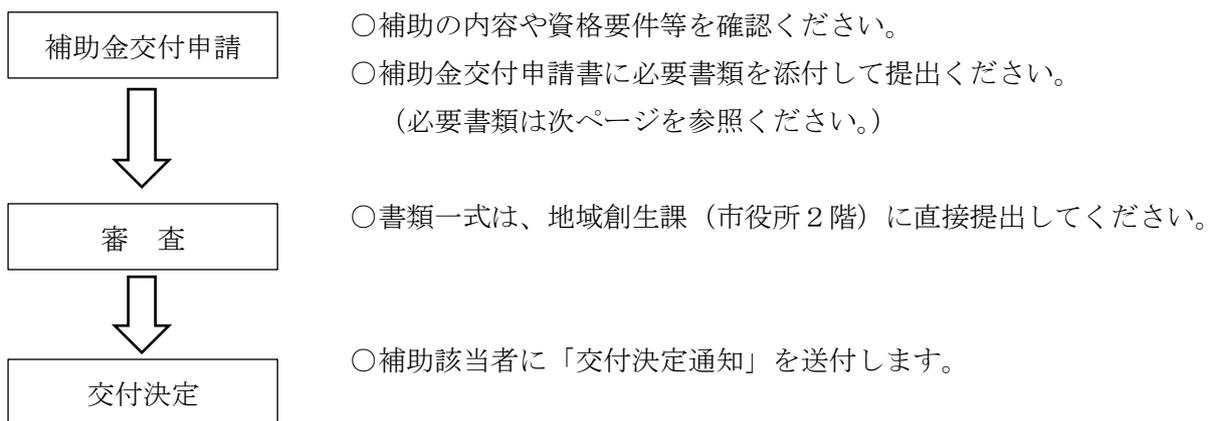
区 分	内 容	その他
対象区域	○つがる市内	
対象者	○市内に住所を有する個人又は本店を有する法人（申請の日において、1年以上継続してつがる市に住所を有し、今後5年以上継続してつがる市に有することを確約できる者に限る。） ○市税に滞納がないもの ○市内に本店又は、事業所を有する施工業者に依頼するもの	○補助は1回限りです。
対象住宅	○賃貸契約により賃貸する共同住宅又は長屋 ○1棟に4戸以上の賃貸住戸があり、1戸当たりの専有面積が40平方メートル以上のもの ○1戸当たりに、車2台以上の駐車場及び物置が設置されていること ○建築基準法や当該補助金の整備基準に適合していること	○次の住宅を除きます。 ・賃貸住宅を建て替えるもの ・自己及び自己の2親等以内の親族（法人にあつては役員）を入居させるもの

※他の要件等もありますので、交付要綱・整備基準を必ずご確認ください。

## 補助金交付申請

○補助事業の要件等に該当し、補助を受ける場合は、補助金交付申請をしてください。

### 【補助金交付申請から交付決定まで】



### 【受付期間】

令和8年4月1日から随時先着順で受付。ただし、予算残額が少額の場合は、受付を終了することがあります。

○補助金交付申請に必要な書類

必要な書類	内 容
補助金調書（様式第2号）	○該当部分に記入又はチェックしてください。
付近見取図	(明示すべき事項) ・方位、道路及び目標となる建物等
配置図	(明示すべき事項) ・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における建築物、駐車場、物置の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 ・敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ・下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
各階平面図及び求積図	(明示すべき事項) ・縮尺及び方位 ・間取り、各室の用途 ・敷地面積、建築面積、床面積（住戸専有面積が確認できるもの） ・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式
立面図（4面）	(明示すべき事項) ・外壁、開口部、ひさし、屋根の位置及び形状
現況写真	○できるだけ区間全体を同一画面に収めるようにすること
工事見積書の写し	○住宅の工事に係る見積書（駐車場等の付帯設備を含む明細のわかるもの、申請者が施工業者の場合は工事費明細のわかる書類）
滞納がないことがわかる書類	○市税に滞納がないことを確認できる書類
市内施工業者が当該工事を施工することが確認できる書類の写し	○建設業法第3条の規定による許可証の写し など
建築確認済証の写し	○建築基準法第6条の規定による確認済証の写し
省エネ適判通知の写し	○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条の規定による通知書の写し
整備基準チェックリスト	○つがる市民間賃貸住宅建設補助金整備基準を満たすこと
その他	○必要に応じて提出いただく場合があります。

## 補助対象事業の開始

### 【事業計画の工事着工】

○工事着工するときは、事業計画工事着工届を提出してください。



### ○事業計画工事着工届に必要な書類

必要な書類	内 容
住宅瑕疵担保責任保険の契約書等の写し	○住宅瑕疵担保履行法に定められた保険の申込を確認できる書類

○補助対象事業は、当該事業が認定された後、3月以内に開始してください。

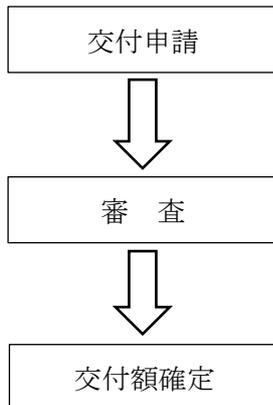
## 事業計画の変更又は中止

○決定された事業計画に変更があった場合は「事業計画変更承認申請書」を、中止する場合は「事業計画中止届」を、速やかに提出してください。

## 補助金実績報告等

○住宅の建設工事（付帯設備を含む。）、完了検査、住宅の表示登記など補助対象事業が完了した場合は、事業の実績報告をしてください。

### 【実績報告から補助金額確定まで】



- 補助金実績報告書に必要書類を添付して提出ください。  
※完了後、1ヶ月以内または年度の3月15日のいずれか早い日まで
- 書類一式は、地域創生課（市役所2階）に直接提出してください。
- 書類審査のほか現地調査等を行います。
- 補助該当者に「交付額確定通知書」を送付します。  
（併せて、「補助金請求書」を送付します。）

## ○補助金の交付申請及び実績報告に必要な書類

必要な書類	内 容
検査済証の写し	○建築基準法に基づく工事の完了検査の申請により交付されたもの
住宅の登記事項証明書	○不動産登記法第 119 条の規定によるもの
工事請負契約書の写し	○契約書の <u>原本</u> を提出してください。 原本は内容を確認し、コピーさせていただきます。 ○契約の締結者は当該補助事業の申請者です。 ※ 申請者が建設業者の場合は、工事請負契約書に代えて「工事費の明細を証する書類」を添付すること
住宅瑕疵担保責任保険の保険付保証明書の写し	○保険付保証明書の原本を提出してください。 コピーさせていただきます。
配置図、各階平面図、求積図、立面図	※認定申請と同様の内容です。
工事写真、完成写真等	○建築主、撮影年月日、工程名（着工前・施工状況・完成）、撮影部位を小黒板又はA3版大の用紙に表示し撮影してください。工程毎に着工前2枚程度、完成（屋内・屋外各2枚程度）写真を提出してください。 ○整備基準第8条第2項に係る部位については、使用材料（規格、製造業者、商標等の入ったもの）の資料や寸法が確認できる写真を提出してください。 ○完成写真（屋外）は建物全体が入るよう撮影してください。市の事務資料、広報等に利用する場合がありますので、データ（CD-R、DVD-R）も提出してください。
その他	○必要に応じて提出いただく場合があります。

## 補助金の請求

- 交付額確定通知書が届きましたら、同封の「補助金請求書」に補助金の振込先口座を記入し、提出してください。
- 請求書の受理後、請求の審査を行い、補助金を指定口座に振込みいたします。  
振込みに要する期間は、2週間～1ヶ月程度を予定しております。

## 取消及び返還

- 資格喪失要件などに該当した場合は、補助金交付が取り消されます。
- 補助金交付が取り消された場合は、補助金の全部又は一部を返還させていただきます。

## その他

○この補助金は、所得税法上、課税対象となりますので確定申告が必要となる場合があります。詳しくは、税務署にご相談ください。

○問い合わせ先

つがる市役所 2階 地域創生課 (0173-42-2111 内線 362)

業務時間 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く。)



つがるちゃん  
(つがる市のPRキャラクター)